

平成30年（行ウ）第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原告 佐藤博文

被告 国（処分行政庁 防衛大臣）

求釈明に対する回答書（2）

令和2年10月30日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人 鬼頭 忠 広 
吉澤 淳 
居城 美佐子 
竹内 優介 
櫻井 孝典 
堀内 初栄 
竹内 崇夫 
松本 隆治 
高倉 光宏 

三橋正典 

松下陽子 

鈴木伸 

黒壁義紀 

佐々木眞秀路 

佐藤輝享 

瀬戸孝幸 

池田隼人 

昔農知岳 

高野俊信 

被告は、本書面において、第12回弁論準備手続における裁判所の求釈明に対し、以下のとおり回答する。

なお、略語等は、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

1 求釈明の内容

被告は、被告第3準備書面第1の2(3)アで、本件不開示部分から同(2)で特定した個人識別部分を除いた項目を列挙する中で「診断」という項目を挙げているが、同(3)イ(ア)ないし(エ)には、この「診断」の項目がない。「診断」の項目は、「(イ) 処分歴、借財、疾病・通院歴、特記事項（離婚、昇任等）」と同じ趣旨という理解で良いか。

2 求釈明に対する回答

裁判所の求釈明のとおり、「診断」の項目は、被告第3準備書面第1の2(3)イ(イ)に該当する（同準備書面において記載が漏れていたことから、本書面において訂正する。）。「診断」の項目に記載されている内容は、①自殺の原因を推知し得る情報であるため、これらを公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、②自殺した自衛官等の高度なプライバシー情報が含まれていることから、これらを公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがある情報といえる。

なお、「診断」という項目に記載されている内容についても、被告の令和2年8月17日付け求釈明に対する回答書2(3)で述べたのと同様、一般的に自殺の要因となり得るものを記載したものではなく、自殺した自衛官等の自殺の原因となった具体的可能性を考慮して記載している。

以上